

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業計画を変更することについて平成21年4月13日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成21年4月30日から同年5月20日まで縦覧に供する。

平成21年4月24日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
高松市一宮土地改良区	単独市費補助土地改良事業 (農道事業) 原又農道地区	高松市産業経済部土地改良課
高松市古高松土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 本三地区	”